

猟銃又は空気銃の所持許可等の郵送手続き

以下の手続きをとる際には、**必ず事前**に住所地を管轄する警察署へ電話連絡をお願いします。

1 申請書類を警察署に郵送できます。

● 郵送できる申請

- (1) 初心者講習，経験者講習，技能講習の受講申込み申請
- (2) 講習修了証明書の書換・再交付申請
- (3) 教習資格認定証の書換・再交付申請
- (4) 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲り受けの許可申請
- (5) 技能講習修了証明書の書換・再交付申請

2 証明書等が郵送により受け取れます。

● 郵送で受け取れる証明書等

- (1) 初心者講習，経験者講習の修了証明書
- (2) 技能講習の通知書・修了証明書、書換・再交付した証明書
- (3) 講習修了証明書の書換・再交付した証明書
- (4) 教習資格認定に伴う認定証及び認定証の書換，再交付した認定証
- (5) 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲り受け許可証
- (6) 猟銃・空気銃所持許可証（新規）

※ 注意事項

- ・ 各申請には、これまでどおりの手数料がかかります。
- ・ 郵送代金も全て申請者負担となります。
- ・ 証明書等は特定記録で郵送します。

香川県警察

